

平成26年3月20日（木曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	_____		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	竹 中 敏 明 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第1号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定について

日程第3 議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第4 議第3号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議第4号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び垂井町手数料条例の一部

改正について

- 日程第6 議第5号 垂井町企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第7 議第6号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第9 議第8号 垂井町防災会議条例の一部改正について
- 日程第10 議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について
- 日程第11 議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第12 議第11号 垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議第12号 垂井町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 日程第14 議第13号 垂井町文化財の保護に関する条例の全部改正について
- 日程第15 議第14号 町道路線の認定について
- 日程第16 議第15号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第17 議第16号 平成26年度垂井町一般会計予算
- 議第17号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議第18号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議第19号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議第20号 平成26年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第21号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第22号 平成26年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第23号 平成26年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第24号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 平成26年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第18 議第32号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議第33号 副町長の選任について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

議長（栗田利朗君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、11番 丹羽豊次君、12番 小林敏美君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

議長（栗田利朗君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が 1 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第 1 号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定 について

議長（栗田利朗君） 日程第 2、議第 1 号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

第 1 日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

8 番 木村千秋君。

〔 8 番 木村千秋君登壇 〕

8 番（木村千秋君） おはようございます。

早速でございますけれども、議第 1 号の垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定、これにつきましてちょっと御質問をということで、改めてさせていただきたいと思います。

後に出てまいります、いわゆる私たちが呼んでおります関連 3 法に深く全てかかわっているということで、こちらでちょっとまとめてお話をさせていただきたいと存じますが、その点をお許しいただきたいと思います。

なれ親しんだ公民館、特に垂井地区、府中地区というところがこの条例制定に伴いまして廃止をされていくということで、それに当たり、寂しさを覚えておる町民の一人、議員の一人であります。そして大前提を申し上げておくのが、反対の立場では決してございません。ただ、地域の中心の施設として、公民館が長きにわたり人々を集わせて、人々の距離をより近づけてという公民館の役割というものの大きさ、並びに歴代の公民館長さんの一生懸命御尽力いただいたというところに改めて敬意を表するとともに、再確認ということで、全て全員協議会です

とかさまざまな所管の委員会等々で、このまちづくりセンターに関してはやってきたとは思っておりますが、この設置に伴いまして改めてお聞きするんですけれども、検証しなければならないのが、公民館の何がいけなかったのかですね。なぜ変えていかなければいけなかったのかと。

確かに公民館、老朽化等々心配がありまして、安全・安心が提供できない。いけないよということはおわかりしております。確かにそこを拠点として、今後またまちづくりセンターとして、拠点として据え置いていくと。安全・安心の提供というところをまず大前提にお聞きをして、そして、またいいところしか知らなかった私でありますので、その再度確認、条例制定について、もう一度センター化にすることによって、センター化の心配なところと、これはいいよというメリットのところをお尋ねして、あとは町長さんに、改めてこれまで地域公民館をお支えいただいた歴代の館長さんに一言町長さんからも何かお言葉を述べていただいて、私の質問とさせていただきますと思います。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

総括的な答弁になるかもわかりませんが、お許しをさせていただきたいというふうに思います。

このまちづくりセンターの設置及び管理に関する条例に関しましては、今までもずっと、今議会始まってから委員会、それから全協議会等、さまざまな機会を通じて、いろいろとお話をしてくる議論をしてきたところでございます。最終的に、昨日の全協で思い等も理解をいただいたものというふうに理解をしておりますけれども、改めてこのセンター化するに当たって何がいけないのかというお話がございました。なぜ変更するのかということでございますけれども、その前に、議員がおっしゃいましたように寂しさ、廃止する、なれ親しんだところから変わっていく、変わることに對する怖さというか、不安というか、そういうものがあるのは確かかというふうに思います。

公民館、46年に設置条例が制定されて、もう42年、43年の長きにわたって垂井町の社会教育に大きく貢献してきたものであります。それを、公民館を廃止してセンター化していくということでございますので、一抹の不安、あるいはなぜかという思い、当然あってしかるべきかというふうに思いますが、これは何がいけないのかではなくて、今十分活動して機能しているというふうに思いますが、さらによくしていきたいという思いでの提案でございます。

といいますのも、当初、公民館が設置されましたのは、やはり社会教育、今でいう生涯学習を充実させるために、中央公民館から各地区公民館の展開という中で展開してきたわけでありましてけれども、その各地区の醸成には十分役立ってきたとは思いますが、昨今の社会情勢、特に3・11以降の社会情勢を鑑みるときに、地域のきずな、あるいはもう少しさかのぼれば合併問題がございました。このときに大きく問題になったのが、やはり地域の声とどう向かい合っ

ていくかという部分でございました。地域の声をどうつくっていくかということにもかかわってくるわけでありますけれども、その思いに応えていくためにも、あるいはさまざまな多様化するニーズに応えていくためにも、さらに強い地域づくりをしていかなければならないというのが私どもの思いでございます。

それを実現するには、現状では、公民館は生涯学習課の所管、教育委員会の所管、それから自治会活動というのは町長部局、企画調整課が担っているということでございまして、それぞれ同じ地域で活動する住民の方が、これは行政サイドの問題かも知れませんが、縦割りの中におると。何か要望するときに、こういうことについては教育委員会、このことについては町長部局。これは、今言いましたようにさらに強い地域づくりをしていくためには、統括的に動かしていく必要があるという思いでございます。今が決して公民館の活動が十分でない、悪いということではなくて、それをさらに強固にしていくために、オールマイティーの活動ができる体制づくりという形で、このセンター化を企画したところでございます。

さかのぼって、まちづくり基本条例ができて、住民・行政・議会、これが同じ立場でまちづくりを協働で進めていく、そのために各地区にまちづくり協議会を立ち上げました。このときも同じ論議をしたわけでありますけれども、今の自治会活動、あるいは公民館活動、何が問題なんや、何でもまちづくり協議会にしなあかんのやというお話も各地でたくさんいただきました。そのときにも同じ答弁をさせていただきましたが、今がいいから将来も全ていいんだということでは決してないと思います。

これからの少子・高齢社会、65歳以上、あるいは70歳以上の高齢化が、10年後、20年後には飛躍的に進んでいく超高齢社会。労働生産人口が極端に減っていく、そういった社会において、我々はお互いが支え合う、助け合う、共助の社会を構築していかなければなりません。そのときの大事な一つの機関、機能として、このまちづくり協議会が機能するものと思います。その機能するまちづくり協議会、これを受け入れる建物としてまちづくりセンターをつくっていきたいというふうに考えております。

決して何が悪い、これが悪いということではありません。繰り返しますが、将来に向かって我々が安心して地域で活動していける、生活していける、そのための組織づくりをしていきたいという思いで我々は頑張っておるところでございます。どうかこの点を御理解いただきたいというふうに思います。

まだ公民館は、垂井地区、それから府中地区においてセンター化の取り組みをしていくわけですが、現実に残りの5地区については公民館が残っていくわけでございます。併存していくわけですが、これは全協のときにもお話をしましたけれども、やるから支援が進む、やらないから支援がおくれていく、そういうことは決してございません。同じ地域づくりをしていく形の中で、しっかりと支えていきたいという思いでございますので、その点も御理解いただきたいというふうに思います。

歴代の公民館長が、今まで地域の中でたくさん頑張っておられました。地域づくりというこ

とにも十分意を尽くして、生涯学習に取り組んでこられたものというふうに思いますが、やはりこれからシステムとして、公民館の社会教育の中で縛られる動きから、さらに大きく地域づくりと広がっていく中で、この公民館活動を地区センター化の中で、まちづくり協議会がしっかりと動ける体制をつくっていききたいという思いでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 町長、御答弁ありがとうございました。

熱い思いを語っていただき、何度も同じようなことを聞いたなあと思いつつも、最後の公民館長さん等々、地域の方々に対するお言葉ということに、私は逆に、町長に改めて敬意を表さなければいけないなということを思いましたが、あと1つ確認をさせていただきたいところがあるんですが、これを認めさせていただくに当たりまして、こうした条例に盛り込まれておる指定管理者制度、こちらのほうで協定書、並びに仕様書等々ということを盛り込んでいかれます。

あくまでも指定管理者制度というのは、多くを申すまでもありませんけれども、小泉政権時代から、官から民へという動きの中で導入をされてきた制度であります。一個人の、限られた団体の、というところで私物化されてはならない施設ということだけは確認をさせていただきたい。公募、その字のごとく、そうした公平性に保たれた制度の導入でなければならぬということを改めて思っておりますが、そこらあたりはこの条例を認めさせていただくに当たりまして、協定書等々、今の段階でどの程度お考えなのかということも改めて確認をさせていただきまして、そこらあたりのお考えなども聞きながら、再質問とさせていただきたいと思っております。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 木村議員の指定管理者制度についての御質問の中で、一団体にとらわれず公募してはどうかといったところでございますが、こちらにつきましては、やはりセンターにつきましては、この設置条例にも掲げてございます第1条の目的でございます。当然、このセンター化につきましては、この目的が達成することが大前提でございます。

そして、このセンター化について、指定管理者制度といった制度でもって、直営から民へというような形で管理を移していくわけでございますが、しかしながら、これも必ずしも指定管理者制度でもって運営をしていくということではございません。当然のごとく、この指定管理者制度につきましては、昨日の全協でも御説明させていただきましたが、公募が原則でございますが、しかしながら、利害関係が伴います場合につきましては、特定の団体をもって指定管理者制度ができるという制度になっております。

しかしながら、今木村議員が申されたように、私物化されないように、これは公の施設でこ

ございますので、幾ら指定管理者制度で行っても公の施設でございますので、そのあたりにつきましては、協定、あるいは条例の施行規則の中にも審査委員会等が設けられておりますので、そちらのほうの審査委員会等でチェックをしっかりと進めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議第1号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第3、議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第3号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第4、議第3号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第4号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第5、議第4号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第5号 垂井町企業立地促進条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第6、議第5号 垂井町企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町企業立地促進条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第6号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第7、議第6号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第8、議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第8号 垂井町防災会議条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第9、議第8号 垂井町防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町防災会議条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第10、議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第11、議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） ちょっと数点にわたり、御質問をさせていただきたいと思います。

第2次という形で、幼保一元化推進計画案が23年度12月に出されております。こちらの中、見ていただきますと、これ多分最終案だと思っておりますけれども、移行期の対応という形でお示しがある中で、5歳児の受け入れを幼稚園施設内でやるということが明記をされております。今回、その幼稚園の施設内で5歳児をやるわけではない条例を提出しておられます。

説明は聞かせていただきましたけれども、幼稚園部の受け入れの人数が減ったということに限り、という説明ではあったんですけれども、何かしらするとこのまま幼稚園を廃止し、保育園のほうで一元化した保育・教育を行っていくというようなふうにもとれかねません。

しっかりとした計画案が示されながらも、それを遂行しないような、逆行するような今回の条例ではないかなあというふうに、非常に感じております。その点について、どのように考えておられるのか。

また今後、4園化を進めていくために、今回のように各地区にある施設を小学校区で1つずつの形で統合されていくような形の進め方となると、今度4園化の構想に向かっていくためには、非常に後ろ向きになるのではないかなというふうに感じざるを得ないというふうに思っておりますが、その点についてもどのようにお考えなのかをよろしくお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 藤墳議員の御質問にお答えをいたします。

今回5歳児につきまして、保育園施設内で合同保育をしていくということに関しましては、ただいま質問議員からもお話しありましたように、来年度の幼稚園の入園申し込みが少なかった、なかったということから行っていくわけでございますけれども、この合同保育におきましては、確かに計画案では幼稚園内ということになっておりましたが、今申し上げました理由によりちょっと変更というか26年度は行っていくということでございますし、幼稚園を廃止していくということじゃなしに、保育の教育におきまして、保育園内で5歳児につきましてはきちんと幼児教育をその時間に行っていくということはこれまでとも変わりはありません。そういった方向で行きたいと思っております。

この4園化ということでございますが、これから全て小学校区でそうやってやっていくのかということにつきましては、今のところそういったことは考えておりませんのでよろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔 5 番 藤墳理君登壇 〕

5 番（藤墳 理君） そういう事情でやられるという説明は聞かせていただいておりますので、そんな答えをいただくつもりはなかったんですが、基本的なところで、今の4園化という構想自体を打ち出された背景というのを、多分考えていただかなければいけないなあというふうに思います。

当然、効率的な行政運営を進めていくためにも必要であろうというような形で打ち出されたというふうにも思っておりますし、それに向かっていくことについて、どのように考えておられるのかということをも一つ問いたい。

そして、その上で、今の各園を統一的に1つの地区でまとめていくというような形になると、やはり地域の特性というのが今までも生かされておりますし、逆に言うと、まちづくり基本条例、今回のセンター化もそうですけれども、地区で1つの形を整えていくという動きが大きくなる施策を打っておられる一方で、後退していくのではないかなというふうにやっぱり考えられるように感じます。その点についてどのようにお考えなのかということをお知らせいただけたらというふうに思います。

地区で今7つの校下あります。7つの校下で、一つ一つを今まとめていく形ですよ。幼稚園であれ、保育園であれ、今定員との関係があって別々の施設で預からせていただいております。当然、最終的に統合していくんだけれども、今地域の中で1つずつ統合していくという考え方をまとめていくと、どうしても今後4園という発想になっていくのかどうか。その点について、やはり後退していくのではないかなあと感じられる。

ましてや、今言うように公民館をセンター化し、より地域のつながりを強くしていこうという流れを今つくろうとしている、そういった動きと相反する行動になってくるので、その点については、町長であれ、執行部はどのように考えておられるのかという点についてお尋ねをするものでございます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔 町長 中川満也君登壇 〕

町長（中川満也君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず4園化のことについては、後退ではないかという、後退という捉え方がちょっと私にはよくわからない部分はまだあるんですけども、今この幼保を進めるに当たって、現実的に幼稚園と保育園を統合する中で、より子供たちにいい状況、要するに異年齢交流、そういったものがたくさんできる、あるいは親さんにとっても、長時間学習効果がある状況の中で預けられると、そういったものをつくっていく、親さん、子供さん、そして地域にとってもいいという形の中での進め方を考えておるところであります。

今回、2園につきまして保育園の園舎を使ってということで、当然移行期の中での対応でございますので、実際先ほど学校教育課長が申しましたように、幼稚園の申し込みがない、あるいは1というような状況の中で、実際はないところでやるのかという話になりますので、それ

やはり現実に即した形の中で、保育園でやっていくという判断をさせていただきました。このことについては、やはり移行期ということもございまして、臨機応変な対応をしていき、さらに利用される方に利用しやすい環境をつくっていくということも大事な状況かというふうに思っております。

それと地域とのことでもございますけれども、町が進めております4園化につきましては、垂井地区がちょっといろんな諸般の事情でおくれておる、とまっておるということで大変申しわけなく思っておりますが、これを何としても進めなければいけないという思いでございます。まずこれを、しっかりと形にのせることによって、次のステップに行けるものというふうに思います。

この次のステップに行く段階において、計画をして示しております北部、あるいは南部については、前からお話ししておりますように、地域住民の方との理解、あるいは親さん方の理解というものも必要になってまいります。そういったものを得ながら進めていくという状況でございますので、4園化はありますが、4園化ありきという形ではなくて、やはり子供たちがいい状況で、これから少子になっていく中で、子供も減っていく状況の中で、少数の幼児教育といたしますか、保育といたしますか、それだけで本当に事足りるのか。やはり子供たちにとっていい状況というのは、大勢の中でしっかりと学べる、あるいは過ごせるということも一つの大事な要素であるということは、今回の東こども園の開園において大きな成果があったものとして認識をしております。

そういった状況を各所に展開していくという思いの中で、この4園化をつくっておりますが、このことと地域の問題、今我々が進めております地域をさらに充実していくということは、相反する部分があるかもしれませんが、やはり地域住民の方との理解を求めながら進めていかなければならない問題でございますので、我々の計画を決して無理やり押しつけるのではなくて、共通理解のもとに進めていく、将来的に垂井町の4園をこうして進めていきたいという思いを理解していただく、あるいはそこで住民の方のとの意見交換、あるいは議会との意見交換の中で直す部分が出てくるのかもしれませんが、町としましては、何としてもやはり将来的な形の中で、4園化を進めていきたいという思いを持っておるといふ現実を御理解いただきたいというふうに思います。

今の幼稚園でやるのを、保育園で変えるということによって、幼保が後退するということでは決してない。さらに充実したものを展開していきたいという思いでございますので、御理解賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 日程第11の議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について、上程されておりますことにつきまして、ちょっと御質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの議第1号、2号等々に絡んでまいりますけれども、公民館とか、そういったセンター化によって、利用がありながら次の上程で廃止をしていくよという流れを今議会でやるんですけれども、幼稚園は利用がありながらも休園という体制をとっていきよというところで、まちとしての事業の展開の整合性ですね。例えば幼保一元化、保育園をとりましても、垂井町のそれこそ町長、こんな言葉は好きじゃないと言われましたけれども、こちらは一丁目一番地の施策であると。

先ほどのように、廃止は廃止だと。行け行けどんどんで行くよというような形の中で、この幼保一元化に関しては、そういった部分が今、町長、何が何でも進めていかなければならないよというような強い御決断をいただきましたけれども、こういった幼稚園の両方の2足のわらじといいましょうか、そういったことに関してどこまで踏み込んでお考えなのかというところを、改めて御確認をさせていただきたいなあとと思います。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まだ自分なので十分そしゃくをしていない部分がございますが、公民館は廃止をしながらセンター化を進めていく、幼稚園は休止で残していくから相反するという趣旨の御質問でございましょうか。

幼稚園は、公民館につきましても、廃止はしていきますけれどもその機能として、地区センターで先ほど言いましたようにまちづくり協議会が担っていく部分を支えていくという形で、何ら変わるものではないというふうに認識をしております。これはやはり、形態が時とともに変わっていくことはやむを得ない形でございますので、今の形をそのまま維持をしていけばそれで全てが丸くおさまるという状況ではないということも先ほど少しお話をさせていただきましたけれども、それに伴ったような改革ではありますので、決して廃止することによって不利益をこうむるではなく、さらによくしていくためのステップであります。

幼保に関しましては、やはり現実的に幼稚園に申し込みがなかったという状況の中で、これを幼保一元化を進めていきたい、単に保育だけではなくて、教育も含める中で超時間見られる体制をつくっていくということも大事な眼目でございます。そういったものを体現していくために、今変えていくということでございますので、幼保一元化を目指すところはそこにあると思います。ですから、今幼稚園、将来的にまだすぐ統合という形になれないところもございしますので、将来的にまた来年度、復活したときに、幼稚園また復活させるのかというよりはやはり今、休園の状況で置いておくという形になるかと、そういう判断かと思えます。

そして、一方で今いる幼稚園、保育園については、その体制を保育園の中で展開していくこととなりますので、これは将来に向かって、こども園ができた場合はどちらか選択、同じ施設の中でできるわけでありましてけれども、現状では幼稚園でやるか、保育園でやるかということになってまいりますので、これをやはりどちらかにやることによって、宮代、岩手については

施設としてそういうあきがあるのでできるわけでありませぬけれども、その中で申しわけありませんが、表佐とか府中については1つでやろうとしてもそういったスペースないものですからできないという状況でございますので、そういったことも御理解を賜りたい。決して相反するものではなくて、あくまでそこにあるのは住民、あるいは親さんの思いをしっかりと体現していきたいという思いで展開をしておりますので、決して損をするものではないと私どもは理解をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。

条例は当然、保育園と幼稚園の機能として残していくという形で、利用がなくても休園という形でずっととっていきよと、幼稚園はずっと永遠残していくよという形によろしいんですね。

それから、住民のニーズというのは、今回この1年やる中で明らかに出てきた結果やなあと思っておるんですね。そこで、幼保一元化を進めるに当たり、さまざまな御説明を頂戴してきましたが、当然5歳児さん、3歳児さん、4歳児さんも含めて教育ということ、幼稚園のよさ、いわゆる教育は残していくよという御説明を聞きながら、私どもも理解をしまいたわけですが、果たして、片やとてもわかりにくいような状態になっておるような中で、まだいまだに子供たちは幼稚園になれるんや言うて喜んでおるんですねけれども、そこらあたりの町長がああいう施設の管理の問題ですとか、地域性等々、どの段階でこうした状況でも残していかなければならないか、そして廃止をしなければならぬかという御決断をされるかどうかというような時期ですね。こういった状況をいつまでお続けになられるのか。

当然、幼保一元化の中で保育園部、幼稚園部あるかもわかりませぬけれども、保育園部でも教育という幼稚園のよさを残していくよという御確約をいただいてきたような説明の中で、こういった条例に関してはどうなのかというところだけ、再度お聞きをさせていただいて、質問とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 幼保一元化に関しましては、今東こども園でもうスタートしておりますけれども、当然、東こども園の中に、長時間部、短時間部といいますか、幼稚園部、保育園部、両方あるわけでございます。そういった中で、幼稚園という感覚が残っていくわけでありませぬけど、幼児教育という部分での捉え方、それからこれはずっと論議をしてきた話でありますけれども、ですからこども園になってもそういった幼稚園の教育というものはしっかりと引き継いでいくという形になりますが、建物として、やはり幼稚園の園舎というものはこども園に引き継がれていくというふうに認識をしております。

ですからそういった形の中で、こども園の中で、保育園、幼稚園というのがしっかりと

いう状況をつくっていくということになりますので、幼稚園の園舎、園舎という捉え方をすると、それはいづれなくなっていくというふうに思いますが、幼児教育を行う場としての幼稚園というものは、ずっとこども園で引き継がれていくという認識でございます。

ですからそのことは、次世代子供育成支援のニーズ等におきましても、長時間保育を望む一方で、やはり幼児教育をしっかりしてほしいという要望もあると、そういうことを踏まえた上で今このこども園化を進めておるわけで、それを体現できる場として、こども園という一つの施設をつくる中でやっていきたいという思いで、先ほどから言っておる4園化を目指しておるところでございますけれども、現実、これは地域との関係もありますし、建物、財政的な問題も、あるいは土地の問題もあつたりして、計画が今少しおくれしておることは大変申しわけなく思いますが、先ほど申しましたように、次の垂井に関しましては、何としても、補正を組んででも進めていきたいという思いでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第11号 垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第12、議第11号 垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議第11号 垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第12号 垂井町青少年問題協議会設置条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第13、議第12号 垂井町青少年問題協議会設置条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 垂井町青少年問題協議会設置条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第13号 垂井町文化財の保護に関する条例の全部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第14、議第13号 垂井町文化財の保護に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 垂井町文化財の保護に関する条例の全部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第14号 町道路線の認定について

議長（栗田利朗君） 日程第15、議第14号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今回、町道の認定路線で、9路線計上されておるわけですが、その中に30メートル、40メートルの短い路線も認定されておるわけですが。写真等で見ますと、行きどまりの町道もあるわけですね。それで今度、管理上、6メートルの道路で入ってきて、そこでうまく回転広場もなしで、道路としての機能ができるのか。

それとこういう道路、町内でもたくさんあると思うんですよ。ぜひとも、こういうの認定のほうへ向けていただきたいと、このように思っております。

また町道認定におきましては、やはり地方交付税の算定基礎になるわけですので、やはり1本でも広く認定をかけていただきたいと、このように思うわけですが、その辺ともう1つ、路線番号の今回認定されます1167号の西側に、十数年前に多分道路認定して、道路改良を行うということで認定して、道路改良が一年、二年やられて、そこで所有者が変わってきたんですね。それで、道路が行き詰まるといような形でもございますし、ちょうどその所有者が岩手下町から漆原へ入る道路、そこにも一筆あるといような形で、その付近は今どのようにされているのか。やはり大分たっておりますし、もう一回地主と交渉しなおして道路改良のほうへ向けていただきたいと、このように思うわけですがその辺の取り扱い等々についてお尋ねしておきます。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問に答弁をさせていただきます。

1点目が、今回の認定9路線の中で、行きどまりの道路の認定ということでございます。これにつきましては、宅地開発に伴う道路の寄附を受けて認定をいたす路線でございます。今回で言いますと、路線番号の7077番、それから7078番のことであろうと存じます。

この寄附の受納に当たりましては、垂井町私道寄附採納要綱というのを平成24年に定めております。基本的に、この要綱は岐阜県の宅地開発指導要領、それから岐阜県の道路位置指定基準に適合したものについては積極的に寄附を受けて、町道認定していこうという内容の要綱になっております。

そこで今御指摘のあったように、行きどまりの道路ということでございますが、この岐阜県の宅地開発指導要領では延長が55メートル未満の道路については回転広場が必要ないと、6メートルの道路で55メートル未満であれば回転広場が必要ないということとなっております。現実に垂井町の中で行われておる開発道路のかなりの部分が、延長55メートル未満で回転広場のないものがつくられておるとというのが現状でございます。

よって、これを町道としていかないとなると、本来の議員の申された趣旨である、町道認定をして住民の利便を図っていくというようなことにならないということでございますので、この県の基準に適合しておるものは認定をしていくということでございます。

それからもう1点、路線番号1167の道路の接続する路線であります。路線名が垂井154号線という道路に接続するわけですが、この道路は平成10年ごろ道路認定をいたしまして、道路改良を進めていくという道路でございます。一部区間が御指摘のとおりまだ未供用となっております。それは、用地で登記が間違っているといったような問題があって、その後、用地取得が行き詰まっておるという状況でございます。ただ、最近、若干その問題にめどが立ったというような情報も得ております。よく調査をいたしまして、用地問題が進められるようであれば、引き続き道路改良を、未整備の部分、進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 町道路線の認定については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第16 議第15号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議長（栗田利朗君） 日程第16、議第15号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、これを原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第17 議第16号 平成26年度垂井町一般会計予算

議第17号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第18号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第19号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第20号 平成26年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第21号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第22号 平成26年度垂井町介護保険特別会計予算

議第23号 平成26年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第24号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第25号 平成26年度垂井町水道事業会計予算

議長（栗田利朗君） 日程第17、議第16号 平成26年度垂井町一般会計予算から議第25号 平

成26年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 丹羽豊次君。

〔予算審査特別委員長 丹羽豊次君登壇〕

予算審査特別委員長（丹羽豊次君） ただいま一括議題となりました議第16号 平成26年度垂井町一般会計予算から議第25号 平成26年度垂井町水道事業会計予算までの10議案について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月11日から14日までの4日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、少数意見とし、朝倉温泉修繕工事の執行及び竹中半兵衛公銅像建立事業補助金の交付は認められないとの立場から、否決すべきものとの意見があった旨、御報告いたします。

なお、平成26年度垂井町一般会計予算の執行に当たっては、次の事項を十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

第1．継続事業の推進においては、常に現状を検証し、将来を見通した計画に基づいて執行されたい。特に宮代保育園及び岩手保育園に幼稚園を設置することについては、さきに示されている垂井町幼保一元化等推進計画案（第2次）に実質的な変更を加えるものであり、幼保一元化事業の推進について、計画性が見られない。

また、朝倉温泉修繕工事の執行については、温泉の今後の利活用についての考え方が明らかにされない中で、修繕工事を先行させるものである。費用対効果を勘案し、温泉の活用策を早急に策定されたい。

普通地方公共団体の補助は、客観的に公益上必要があると認められるものでなければならない。補助金の交付については、その補助効果及び補助対象の将来的な管理方法も含め、十分に検討し、慎重を期されたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

議長（栗田利朗君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより10案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第16号から議第25号までの平成26年度各会計予算は、これをいずれも委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議第32号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第18、議第32号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第32号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布され、同法の趣旨を踏まえ、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、退職報償金支給額の引き上げについて、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 議第32号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正点につきましては、消防団を中核といたしました地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年の12月13日に公布・施行され、これに伴いまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成26年の3月7日に公布、4月1日から施行されることによりまして、本条例を改正する必要が生じ、所要の改正を行うものでございます。

なお、先ほど申しましたが、平成26年3月7日に公布されたことから、初日に提案することができず、本日最終日に御提案をさせていただくものでございます。

それでは、条例の説明に入らせていただきます。

議案の1ページ、並びに配付されております新旧対照表の1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表、第2条関係でございますが、退職報償金支給額表中、5年以上勤務して退職した消防団員に支給する退職報償金を5万円程度引き上げるものでございます。これまで、処遇改善によりまして入団を促す狙いから、退職報償金の数千円程度のアップすることはございましたが、今回大幅に引き上げられ、労苦に報いる姿勢がより明確にされたところでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年の4月1日から施行するものでございます。

第2項では、改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員につきましては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議・御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議第33号 副町長の選任について

議長（栗田利朗君） 日程第19、議第33号 副町長の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第33号 副町長の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

若山隆史副町長の任期が平成26年3月31日をもって満了となるのに伴い、後任に永澤幸男総務課長を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 副町長の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成26年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時11分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 小 林 敏 美